

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年2月25日開催 労働金庫協会〕

1. 大雪及び地震による災害に対する金融上の措置について

- 昨年12月及び本年1月の大雪による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、新潟県、秋田県、福井県、富山県に災害救助法の適用がなされ、これを受け、関東財務局、東北財務局、北陸財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 緊急事態宣言を踏まえた必要業務の継続等について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1月7日、緊急事態宣言が発出され、13日には対象区域が拡大されたところ。また今月2日には、緊急事態宣言が延長された。
- 緊急事態宣言を踏まえて、7日に、金融担当大臣より、緊急事態宣言下での金融機関の対顧客業務について、緊急事態宣言対象区域に限らず、感染拡大防止に最大限努めていただくとともに、店舗を開いて、資金繰り支援をはじめとした必要な業務を継続するよう要請させていただいた。金融機関においては、こうした大変な状況下であるが、引き続き、感染拡大防止と必要業務の継続に努めていただくよう宜しくお願いしたい。
- これまで金融機関においては、資金繰り支援等に多大なご協力をいただいていたところであるが、令和2年12月8日、
 - ・ 住宅ローンやその他の個人ローンについて、返済猶予など条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと
 - ・ 「自然災害債務整理ガイドラインの特則」について、積極的な周知や丁寧

な相談対応に加え、特則の運用に際し、自由財産の拡張や債務整理の対象債務について、可能な限り柔軟な対応に努めること

等を大臣名で要請させていただいているので、適切にご対応いただきたい。

- 特に、飲食店、宿泊・レジャー施設、テナントビルなど、一部業種では、感染拡大や緊急事態宣言の影響が大きく、厳しい状況が続いているといった声も聞かれる。こうした事業に従事する方々を中心に、収入の減少に伴う返済計画の見直しなどの相談に対し、丁寧かつきめ細やかな対応をお願いしたい。

3. ドコモ口座等を通じた不正出金事案を踏まえた「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案等について

- 昨年12月25日、ドコモ口座等を通じた不正出金事案を受け、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案のパブリックコメントを開始した。各金融機関からもコメントやご意見をいただいた。ご協力に感謝したい
- 改正案では、資金移動業者等が提供する決済サービスと預金口座とを連携する際における、連携先と協力したサービス全体のリスク評価の実施、連携時における実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの不正防止策の実施、補償方針の策定・周知、相談態勢の整備等について求めており、パブリックコメント実施期間終了後、寄せられたコメントを踏まえた調整を行った上で、速やかに施行したいと考えている。
- 今後、サービスの新規提供や再開に当たっては、資金移動業者等とも十分に連携の上、新規顧客の安全を確保するための措置を講じることはもとより、既存顧客においても不正な取引が生じていないか適切に確認するなど、顧客保護には万全を期していただきたい。
- また、リスク分析、リスク軽減策の策定・実施、当該軽減策の評価・見直しからなるPDCAサイクルを回していくことも重要であると考えており、顧客利便性の向上及びセキュリティの確保といった観点を踏まえ、適切な業務運営に取り組んでいただきたい。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 昨年12月11日に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表し、1月22日までパブリックコメントを実施した。2月中にガイドラインを改正するほか、パブリックコメントを通じて寄せられたご意見も踏まえ、3月末を目途にFAQを公表予定である。
- また、本年も、各金融機関の取引実態や態勢整備の状況、対策の有効性等を定期的に確認し、リスクに応じたモニタリングに活用していくため、本年3月末時点の取引等実態に関する定量・定性情報について、5月下旬までに報告いただく予定。なお、ガイドライン改正を踏まえた報告様式の変更等について検討中である。
- FATFによる「第4次対日相互審査」については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本年2月に予定されていた対日相互審査の結果に関する議論を更に延期し、6月の全体会合で行う旨を公表。
- 各金融機関には、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理など、リスクベース・アプローチに基づく一層の取組みを期待する。

5. 書面・押印・対面手続の見直しについて

- 令和2年6月に立ち上げた「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」については、貴協会にも議論に参加いただき感謝。
- 昨年12月に論点整理の取りまとめを行ったところ、労働金庫においても、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただきたい。

6. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及については令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」に基づき、政府として、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っているところ。

- 更に、昨年12月の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえて公表した金融担当大臣談話においても、各金融機関において、マイナンバーカードの普及に協力することを要請しており、その普及へのご協力をお願いしたい。

7. 預貯金口座へのマイナンバー付番等について

- デジタル改革関連法案の一環として、
 - ・ マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み
 - ・ 相続・災害時のサービスを含む預貯金付番を円滑に進める仕組み等の創設に向けた所要の法律案が内閣府から提出された。

8. サステナブルファイナンス有識者会議の設置について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要であり、そのための課題や対応策を検討するため、昨年12月25日に有識者会議を設置。
- 本年1月の初回以来、3回目となる会合を2月18日に開催。これまで、初回総論に続き「企業による気候関連開示」、「金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供」について議論。次回は、金融機関によるサステナブルファイナンスの推進等のテーマについて考えられる課題や対応案を検討する予定である。

(以 上)